



ス協第 506 号
令和 6 年 3 月 8 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭男



令和 6 年度事業計画書の変更について（申請）

このことについて、鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書第 19 条第 1 項で事業計画書とみなされた申請書の内容について変更したいので、別紙のとおり申請します。

令和6年度鳥取県立武道館委託業務に関する事業変更計画書

1 変更点

(1) 利用料金

・変更内容

- ①学生料金の新規設定
- ②弓道具の貸出価格変更

・変更理由

- ①利用者の利便性向上、ジュニア世代の競技者の裾野を広げるため非営利の場合に限り、学生料金を新たに設定する。
- ②再度、県内および他県施設、民間の料金を調査し、個別に料金設定していたものを弓具一式としてまとめ、料金設定を値下げするもの。

・変更内容の詳細

- ①学生料金（一般人利用時の75%（10円未満切り上げ）） （単位：円）

内 容				新規利用料金	
主道場	営利を 目的と しない 場合	入場料 等を徴 収しな いとき	幼児、児童、中学校 もしくは高等学校 の生徒又は学生(以 下「学生等」とい う。)	全面1時間	1,380
				2分の1面1時間	690
				3分の1面1時間	460
				4分の1面1時間	300
				6分の1面1時間	230
		入場料 等を徴 収する とき	学生等	全面1時間	2,750
小道場 (1)	営利を 目的と しない 場合	入場料 等を徴 収しな いとき	学生等	全面1時間	380
				2分の1面1時間	150
		入場料 等を徴 収する とき	学生等	全面1時間	760
小道場 (2)	営利を 目的と しない 場合	入場料 等を徴 収しな いとき	学生等	全面1時間	380
				2分の1面1時間	150

内 容					新規利用料金
		入場料等を徴収するとき	学生等	全面1時間	760
弓道場 近的	営利を 目的と しない 場合	入場料等を徴収しないとき	学生等	全面1時間	460
				2分の1面1時間	230
		入場料等を徴収するとき	学生等	全面1時間	920
弓道場 遠的	営利を 目的と しない 場合	入場料等を徴収しないとき	学生等	全面1時間	460
				2分の1面1時間	230
		入場料等を徴収するとき	学生等	全面1時間	920
相撲場	営利を 目的と しない 場合	入場料等を徴収しないとき	学生等	1時間	540
		入場料等を徴収するとき	学生等	全面1時間	1,070

②設備利用料

(単位:円)

変更前			変更後		
設備名	単位	申請時 記載額	設備名	単位	新規 記載額
弓(弓道用)	1張/ 1回	110	弓具一式 (弓・矢・碟(ゆがけ))	1式/ 1回	110
碟(ゆがけ・弓道用)	1個/ 1回	110			

(2) 利用料金の減免

・変更内容

熱中症対策に係る減免事項の追加

・変更理由

ジュニアを対象とした中国大会以上につながる大会など、開催が必要な大会における熱中症対策のため、減免事項を追加する。

・変更内容の詳細

内 容	減免率
5月から9月までの間に県内の競技団体が主催する高校生以下を対象とした中国大会以上の大会又は中国大会以上の大会に繋がる大会で利用する冷房（競技を行う施設に限り、会議室等を控室などで利用する場合は除く。）	1/2